

令和 8 年 5 月 1 8 日

富士宮市議会臨時会議案

富 士 宮 市

目 次

- 報第 5号 富士宮市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 報第 6号 富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 報第 7号 富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

報 第 5 号

富士宮市税条例の一部を改正する条例の専決
処分報告について

富士宮市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月18日 報告

富士宮市長 須藤 秀 忠

専 第 2 号

富士宮市税条例の一部を改正する条例制定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1
項の規定により、富士宮市税条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

富士宮市長 須藤 秀 忠

富士宮市税条例の一部を改正する条例

富士宮市税条例（昭和31年富士宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第77条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第77条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第76条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第76条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第77条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第77条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第77条の3から第77条の8までを削る。

第77条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第77条の3とする。

第78条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」

を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 3 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 4 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 5 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 6 条第 1 項中「市長の定める申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第 2 項中「第 7 7 条の 9 第 2 号」を「第 7 7 条の 3 第 2 号」に、「第 7 6 条第 3 項ただし書」を「第 7 6 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 6 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 6 条の 3 とする。

附則第 7 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ロ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ハ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ニ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第 9

項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第10項から第12項までを削り、同条第13項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とする。

附則第9条の3第5項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第6項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第7項第5号及び第9項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、第15条の4第3項第2号及び第16条第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号及び第18条第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富士宮市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(富士宮市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 富士宮市税条例等の一部を改正する条例（平成26年富士宮市

条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報 第 6 号

富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月18日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

専 第 3 号

富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例
制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

富士宮市長 須藤 秀忠

富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士宮市都市計画税条例（昭和31年富士宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第31項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第23項、第30項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富士宮市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報 第 7 号

富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の専決処分報告について

富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月18日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

専 第 4 号

富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1
項の規定により、富士宮市国民健康保険税条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

富士宮市長 須藤 秀忠

富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富士宮市国民健康保険税条例（昭和35年富士宮市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第21条第1項中「)並びに」を「)、」に改め、「及びカ」を削り、「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,260円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

第21条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について900円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について50円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について360円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第21条第3項中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項

に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額第21条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富士宮市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。